

令和 6 年 10 月 10 日

関係各位

一般社団法人日本非破壊検査工業会  
安全部会長 猿渡 保

## 基発 0531 第 9 号「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」に基づく 化学物質のリスクアセスメントに関する説明会開催のご案内

ご安全に。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和 5 年 4 月 1 日から順次施行）により、  
新たな化学物質規制の体系が示されることとなりました。その新体系では、

- ①「化学物質管理者の選任」
- ②「化学物質管理者によるリスクアセスメントの実施」
- ③「その結果に基づく措置」 などが企業に対して義務付けられることとなりました。

職場で使用される化学物質は増加の一途を辿る中、労働安全衛生法令で個別に規制される物質はごく一部です。一方、化学物質による休業 4 日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）の原因となった化学物質の多くは規制の対象外となっています。このような背景を踏まえ、事業場で管理の対象となる化学物質の範囲を拡大し、より「合理的かつ自主的」にリスクアセスメントを実施することで、増加傾向にある化学物質による労働災害の発生を防止することが今回の改正目的であります。また、今回の法改正は、各企業がそれぞれの事情に即した「合理的かつ自主的」な取組を促すものですが、同時に「自己責任」という側面も明確になりました。

日本非破壊検査工業会では、企業が具体的に「何を、どうすれば良いのか」について、皆さまが理解に苦慮されている事と推し量り、実際のリスクアセスメントのやり方からリスクに基づいた対策立案の考え方、更に、将来に向けた継続的な取組の考え方などについて理解を深めて頂くことを目的に今回説明会（無料）を企画しましたので、是非、聴講頂ければ幸いです。

【開催日時】 2024 年 12 月 6 日（金） 14:00～16:00

【開催要領】 ZoomWebiner によるオンライン説明会（無料）

準備の都合上 11 月 27 日（水）までに、以下の URL よりお申込みください。

URL : <https://www.secure-cloud.jp/sf/business/1726204660DHjMdiqp>

【講習概要】

① 改正法令の概要と企業の義務について：60 分

講師：(株)三井 E&S テクニカルリサーチ 労働衛生コンサルタント 山口農人 様

② 探傷剤メーカーの対応（リスクアセスメント実施例）：30 分

講師：栄進化学(株) 茨城工場 化学物質管理担当 高橋信好 様

③ 質疑応答：30 分

【問合せ先】 当工業会（JANDT）事務局 TEL.03-5207-5960

担当者 加藤（kato@jandt.or.jp）迄